

さいたま市片柳コミュニティセンター トレーニング機器賃貸借（1/2）

質問1	契約時の契約書については、リース会社指定の書式で締結することになりますでしょうか。指定の書式があれば、ご提示をお願いいたします。
回答1	リース会社指定の様式で問題ありません。
質問2	リース契約書は当社の指定書式でよろしいでしょうか。
回答2	問題ありません。
質問3	入札保証金や契約保証金は納付する必要はあるでしょうか。
回答3	必要ありません。
質問4	動産総合保険の付保は必要になりますでしょうか。また必要の場合は当社所定の時価保険でよろしいでしょうか。
回答4	必要ありません。
質問5	固定資産税の納付は必要になりますでしょうか。
回答5	落札者の所有物件となりますので、落札者負担となります。
質問6	契約締結後、内容の変更や中途解約が発生した場合、解約金や損害賠償請求は可能になりますでしょうか。また、可能な場合はどのように取り決めを行うことになりますでしょうか。
回答6	落札後、別途協議となります。
質問7	リース会社で対応できない業務（機器の設置、保守）に関しては、リース会社指定の会社に委託することは可能でしょうか。また、保守に関わる費用はリース会社の負担になるのでしょうか。
回答7	機器の設置については、納入業者等に委託することは可能です。 保守については別途必要に応じて当方にて契約し支払いとなります。
質問8	物件不適合リスクはリース会社、サプライヤーどちらが負うことになりますでしょうか。
回答8	落札者（契約者）が負うものと考えます。
質問9	契約満了時の引き揚げ費用、廃棄費用はリース会社負担になりますでしょうか。また引き揚げ、廃棄はリース会社、貴団どちらが行うことになるでしょうか。
回答9	契約満了時の物件引き上げ費用等については、入札金額に含みます。 また、上記により引き上げ、廃棄はリース会社により行うこととなります。
質問10	物件の破損・滅失時は代替品の提供が必要になりますでしょうか。また、必要な場合はサプライヤーに委託することは可能でしょうか。
回答10	仕様書のとおり。

さいたま市片柳コミュニティセンター トレーニング機器賃貸借（2/2）

質問11	世界情勢等、リース会社に起因しない要因によって機器調達が仕様書の納期に間に合わなかった場合、指名停止等の処分、違約金等のペナルティは無く、変更契約などの対応についてご協議頂くことは可能でしょうか？
回答11	上記内容による場合については協議とさせていただきます。
質問12	物品の搬入や機器取扱説明、機器設置後の報告等はリース会社では直接の対応が困難であるため、必要に応じて当該業務の対応可能な納入業者へ業務委託しても問題ありませんでしょうか？
回答12	問題ありません。
質問13	物件の保守点検や修理については別途、お客様と保守業者が直接契約するということですので、期間中の保守に対するリース会社責任はないという理解でお間違いないでしょうか？
回答13	お見込みのとおり。
質問14	リース会社が担うのはあくまで機器の賃貸借であり、機器の保守や運用には責任を持っていないため、期間中に万が一利用者様に機器トラブルや事故等が発生した場合でも、リース会社に損害賠償等の責任は発生しないという理解でよろしいでしょうか？
回答14	お見込みのとおり。
質問15	リース期間満了後は、リース会社による撤去が発生しますでしょうか？それともお客様への無償譲渡となりますでしょうか？ またその際、撤去が発生する場合はリース会社負担となりますでしょうか？ 無償譲渡となる場合は、期間中の固定資産税の納付義務はリース会社には無いという理解でよろしいでしょうか？
回答15	期間満了後については、再リース又は新規入れ替えによる撤去となります。撤去費用については本入札費用に含めて下さい。 なお、無償譲渡の考えはありません。